

## 結城市規則第 6 号

### 結城市空家等対策推進条例施行規則

結城市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成 25 年結城市規則第 32 号）の全部を改正する。

#### （趣旨）

第 1 条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）及び結城市空家等対策推進条例（平成 31 年結城市条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第 2 条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

2 条例第 2 条第 4 号の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- （1）居住者又は使用者が死亡、転出又は施設に入所等により居住その他の使用がなされておらず、居住その他の使用をしなくなってから概ね 1 年を経過しない建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）
- （2）年に数回しか使用されていない建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）

#### （情報提供）

第 3 条 条例第 5 条第 2 項の規定による情報提供については、空家等又は準空家等に関する情報提供書（様式第 1 号）を市長に提出する方法のほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

#### （立入調査）

第 4 条 条例第 11 条第 2 項の証明書は、結城市職員服務規程（昭和 39 年結城市訓令第 2 号）第 6 条第 1 項に規定する結城市職員証明書とする。

2 法第 9 条第 3 項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

3 法第 9 条第 4 項の証明書は、空家等立入調査員証（様式第 3 号）とする。

#### （助言又は指導）

第 5 条 条例第 12 条第 1 項の規定による助言は、原則として口頭により行うものとする。

2 条例第 12 条の規定による指導は、空家等又は準空家等の適正管理に関する指導書（様式第 4 号）により行うものとする。

3 法第 14 条第 1 項の規定による助言又は指導は、助言又は指導書（様式第 5 号）により行うものとする。

#### （勧告に係る事前通知）

第 6 条 前条第 3 項の助言又は指導書を送付してもなお、正当な理由がなく必要な措置がとられない場合は、措置の期限を示した勧告前通知書（様式第 6 号）を送付するものとする。

#### （勧告）

第7条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第7号）により行うものとする。

（命令に係る事前通知）

第8条 法第14条第4項の通知書は、命令前通知書（様式第8号）とし、同項の意見書は、命令前意見書（様式第9号）とする。

2 法第14条第5項の規定による意見の聴取を行うことの請求は、命令前意見聴取請求書（様式第10号）により行うものとする。

3 法第14条第7項の規定による通知は、命令前意見聴取通知書（様式第11号）により行うものとし、同項の公告は命令前見聴取の公告（様式第12号）により行うものとする。

（命令）

第9条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第13号）により行うものとする。

2 法第14条第11項の規定による公示は、標識（様式第14号）により行うほか、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成27年総務省・国土交通省令第1号）に定める方法により行うものとする。

（代執行）

第10条 法第14条第9項の規定による代執行に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第15号）により行うものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（様式第16号）により行うものとする。

3 代執行に係る行政代執行法第4条の証票の様式は、代執行責任者証（様式第17号）のとおりとする。

4 法第14条第10項の規定による公告は、代執行の公告（様式第18号）により行うものとする。

（費用の徴収）

第11条 法第14条第9項の規定による代執行に要した費用の徴収は、執行後14日以内に代執行費用納付命令書（様式第19号）により、措置に要した費用の額及び納期限を当該所有者等に通知するものとする。

2 前項の納期限は、代執行費用納付命令書の発行日から30日とする。

3 前項の納期限までに納付されない場合は、結城市債権管理条例（平成31年結城市条例第6号）に基づき、代執行費用納付督促状（様式第20号）により督促するものとする。

（緊急安全措置）

第12条 条例第15条第2項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（様式第21号）により行うものとする。

2 緊急安全措置に要した費用の徴収は、緊急安全措置費用請求書（様式第22号）により行うものとする。

（結城市空家等対策庁内検討委員会）

第13条 法及び条例の適正な運用を図るため、結城市空家等対策庁内検討委員会を置く。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。